

妙高市立認定こども園給食調理業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和6年9月

1. 目的

この要領は、給食を食育活動の一環として捉え、今後も安全・安心な園給食を継続的かつ安定的に提供するため、「妙高市立よつばこども園給食調理業務委託仕様書」に基づく企画の提案を受け、市の選定基準により審査した上で優れた受託候補者を選定することを目的とします。

2. 委託業務名称

妙高市立認定こども園給食調理業務委託（妙高市立よつばこども園）

3. 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間（単年度契約）

4. 委託業務内容

- (1) 食材検収
- (2) 調理業務（食物アレルギー対応食・乳児対応食の調理業務を含む）
- (3) 配缶・運搬及び回収業務
- (4) 食器具等の洗浄・消毒・保管
- (5) 施設・設備の清掃及び点検等
- (6) 残渣及び調理場のごみの処理
- (7) 施設の維持管理
- (8) 食材発注にかかる業務
- (9) その他付帯して必要となる業務

※別紙「妙高市立よつばこども園給食調理業務委託仕様書」を参照

5. 委託業者参加基準

- (1) 法人であり、経営が良好で安定していること。
- (2) 園での給食調理業務の実績があること。
- (3) 過去5年間安全衛生管理及び重大な事故による行政処分を受けたことがないこと。（本社及び各事業所）
- (4) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (5) 令和6，7年度妙高市物品入札参加申請をすることができる者と同程度の要件を有すること。

※入札参加申請要件

- (1) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを得ていない者
- (2) 資格審査の申請を行う日現在（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上営業を営んでいない者
- (3) 次のアからキまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者

- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ウ 暴力団員であると認められる者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者がある者

6. 受託候補者選定

受託候補者は、提案書類等の提出があった参加業者の中から選定委員会で審査し、決定します。

7. プロポーザルのスケジュール（予定）

(1) 公募開始（市ホームページ掲載）	令和6年9月27日（金）
(2) 施設確認会	令和6年10月8日（火）
(3) 質問締切	令和6年10月11日（金）
(4) 質問回答期限	令和6年10月17日（木）
(5) 参加表明書の提出期限	令和6年10月23日（水）
(6) 提案書類等の提出期限	令和6年10月25日（金）
(7) プロポーザルヒアリング	令和6年11月11日（月）
(8) 受託候補者選定	令和6年11月11日（月）
(9) 受託候補者決定通知	令和6年11月下旬
(10) 受託候補者と業務委託に関する打合せ	令和6年12月中旬
(11) 調理業務引継開始	令和7年1月下旬
(12) 委託業務開始	令和7年4月1日（火）

8. 提案書類等の内容

- (1) 園での給食に対する取組について
- (2) 安全衛生管理（食物アレルギー対応を含む）体制について
※社員教育及び人材育成に関する取組を含む
- (3) 調理従事者の配置体制について
- (4) 会社概要及び調理関係業務等の実績について
- (5) 調理業務委託見積について

9. 提案書類等の提出について

- (1) 提出期限 令和6年10月25日（金）午後5時15分まで
- (2) 提出先 〒944-8686 妙高市栄町5番1号
妙高市教育委員会 こども教育課 幼児教育係

- (3) 提出書類 次の書類を1案、正本1部・副本7部 計8部提出

区分	名称等	備考
様式1	妙高市立認定こども園給食調理業務委託公募型プロポーザル参加表明書	表紙
様式2～7	妙高市立認定こども園給食調理業務委託提案書	
その他	提案者が説明のため必要と認める資料	A4版3枚以内

※すべてA4版・縦型・横書き・左綴じ。複数ページにわたるものはページ番号を付してください。

※副本について、会社名を伏せる必要はありません。

※提案書類等受理後の追加修正は受け付けません。

- (4) 提出方法 持参（土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）

又は書留郵便（提出期限必着）

※郵送の際は、本提案書類が入っていることが分かるよう記載してください。

10. 質問事項及び回答

- (1) 質問事項については、別紙「質問書」を令和6年10月11日（金）までにFAX又は電子メールで提出してください。

FAX：0255-72-3902 E-mail：kodomokyoiku@city.myoko.niigata.jp

- (2) 質問に対する回答は、令和6年10月17日（木）までに市ホームページ掲載等によりお知らせします。質問回答書は実施要領の追加又は修正とみなします。

11. 施設確認会

◎妙高市立認定こども園給食調理業務委託（妙高市立よつばこども園）

- (1) 日 時：令和6年10月8日（火）午後3時00分から（予定）

(2) 会 場：妙高市立よつばこども園給食調理室

(3) 準備品：白衣、マスク、帽子、履物

※参加予定業者は必ず出席してください。また、出席連絡は事務局までお願いします。

12. 応募に関する留意事項

- (1) 参加業者は、提案書類等の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとします。

(2) 応募に関して必要な経費は、参加業者が負担してください。

(3) 参加業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属しますが、必要のある時は書類の内容を本市が無償で使用できるものとします。

(4) 提出された書類は、その理由のいかんに関わらず返却しません。ただし、本市が必要とする場合は、追加書類の提出を求めたり記載内容の聞き取りを行ったりすることができるとします。

(5) 市が提案内容を公表する場合は、事前に参加業者の承諾を得るものとします。

(6) その他、応募にあたって必要な事項が生じた場合は、全参加業者に改めて通知します。

13. 参加報酬等

本プロポーザル参加に伴う経費等は、無償とします。

14. 失格条項等

次の各号に該当する場合は棄権又は失格とみなし、審査の対象から除外します。

- ①提出期限までに提案書類等の提出が無かった場合、以降の受理はしません。
- ②提案書類等に虚偽の内容が記載されている場合。
- ③提案内容が「妙高市立よつばこども園給食調理業務委託仕様書」に基づかない場合。

15. 審査方法

- (1) 書類審査及びヒアリングにより行います。ただし、ヒアリングは1回とします。
- (2) 別紙「妙高市立認定こども園給食調理業務委託受託候補者選定基準」により、選定委員会が定められた審査項目について審査します。
 - ①審査項目ごとに点数化して評価します。
 - ②各選定委員が、審査項目ごとに採点した点数の合計点を計算し、提案者の順位付けを行います。
 - ③1位と順位付けした選定委員数が多い提案者を受託候補者とします。1位が同数の場合は、同数となった者について2位と順位付けした選定委員数が多い者を上位として決定することとし、以下同数の場合は同様に3位、4位と続けます。
 - ④上記の方法によっても決定できない場合又は特に事情がある場合は、選定委員の総得点数によるなど、他の方法で受託候補者を決定します。
 - ⑤選定委員会は、全ての提案について、契約の目的が十分に達成できないと判断したときは、受託候補者を決定しないことができるものとします。

16. 調理業務引継

- (1) 引継期間
市と受託候補者が協議して期間を設定することとします。引継ぎは受託候補者が決定し
だい速やかに開始します。
- (2) 引継業務
 - ①市の給食調理員が行う調理業務（食物アレルギー対応食・乳児対応食の調理業務を含む）
の作業手順等について、現場の状況を確認すること。（1回以上）
 - ②給食設備・器具等を使用して、実際に調理作業を行う形態で事前研修を行うこと。（1回
以上）
 - ③給食提供開始前までに試食会を実施すること。（1回以上）※実施日及び調理献立については、市と協議して決定します。
- (3) 費用負担
引継期間中の業務に係る人件費は、優先交渉権者が負担することとします。

17. 契約について

本プロポーザルは、令和 6 年度当初予算成立前準備行為であり、本業務に係る予算が成立した時点で受託候補者に選定した業者を妙高市財務規則第 142 条第 3 項第 1 号に基づく随意契約の相手方として見積を徴し、契約を締結するものとします。

※プロポーザルの際の見積額を上回らないことを条件とします。

18. 問合せ及び書類等提出先

〒944-8686 新潟県妙高市栄町 5 番 1 号

妙高市教育委員会 こども教育課 幼児教育係

TEL : 0255-74-0040 FAX : 0255-72-3902

E-mail : kodomokyoiku@city.myoko.niigata.jp